

## 山科言繼の質問状

——『言繼卿記紙背文書』に見る富小路資直の和歌指導——

相原 宏 美夫

はじめに

昨年五月、統群書類従完成会より『言繼卿記紙背文書 第二』が刊行された。昭和四十七年刊の第一巻から、三十年余りを経て実現した待望の続刊であり、この第二巻には、『言繼卿記』天文三年から十四年までの紙背文書、四百六十一点が収められている。

『言繼卿記』の本文記事は、大永七(1527)年からのものが現存する<sup>3</sup>が、享祿から天文初期にかけては、大半が散逸しており、この頃の彼の生活はあまり知られていない。紙背文書には、その時期に言繼の元に届いた書状や、その時期に言繼自身が作成した文書案なども多く含まれており、空白を埋める貴重な資料であるといえる。

中でも、言繼と富小路資直との間で交わされた往復書簡は注目に値する。言繼が和歌詠作に際し、資直にさまざまな相談を持ちかけていたことはよく知られているが、具体的な内容を物語る資料は、これまで見られなかった。本稿では、和歌に関連する三通の書状を

通し、享祿と天文初期における、言繼と資直の交流を探っていきたい。

なお、紙背文書は、『〇月〇日裏』の如く、日記の日付順に、項目立てて掲載されている。その項目ごとに、仮の通し番号を付け、◎紙背番号【〇月〇日裏】のように表記し、紙背番号を以て略称する。

### 書状作成時期の特定と和歌資料

「反古紙の裏を日記に再利用する」という成立事情からして、紙背文書は、当然、日記表面の年以前に作成されたものということになるが、果たしていつ頃の文書が含まれているのである<sup>2</sup>か。

紙背文書と日記本文との突き合わせは、校訂者によって既になされており、紙背中の和歌についても、日記から詠出時期がわかるものは、校訂者注が付けられている。よって、ここでは、和歌資料との比較を試みた。用いたのは、言繼の家集『拾翠愚草抄』と『公宴続歌』である。

言繼には、『群書類従』や『私家集大成』所載の『権大納言言繼卿集』(永祿五(1562)年から天正二(1574)年までの日次歌集)とは別に、『拾翠愚草抄』という家集がある。こちらも日次歌集であるが、言繼の前半生、大永七年から天文十三(1544)年までの、九百六十首を収める。

先行研究でも指摘はあったが、収蔵する龍門文庫のご厚意により、閲覧をお許しいただいたので、書誌的事項も併せてご報告しておく

たい。

拾翠愚草抄

阪本龍門文庫蔵。一冊。孤本。縦二三・〇類×横二〇・二種。

表紙(後装) 外題箋「拾翠愚草抄」(後装)、帙(後装) 題箋同上。

原表紙外題(打ち付け書き)に「詠草第一」(後装)、花押」とあるも、

実際は天文十年までの詠草を収める。裏表紙見返しに、「天文十年十

二月日 拾翠藤 花押」と、日付・署名を有する。

本文片面八行、全七十四丁。

◎紙背62【四月卅日2裏】

仍明日 公宴之御題之中ニ狩獵と云御入候、是者何候哉、只鷹狩候をも

詠候歟、作例も候哉、如何候哉、不得其意候、又雜候哉、季之題候哉、雜之様二見候歟、

事候、若々本哥不覺候、など候者、堀川院百首兩度中之題に、なく候哉、失念候、可被御覽候、

何にも古野は御らんし候へて、あそはしく候、題集之中可被御覽候、かり人の入野

度候、聊對客之条、不能一二候、万端期面展之時候也、かしこ

の露のしらま弓とて候、順徳院之御製にて候歟と存候、是ハ狩獵之御哥にて候歟と覺

「霜臺 まいる

〔書〕

資直

〔書〕

この書状の宛名は、富小路資直の号「霜臺」となっている。言継

より資直へ宛てた往信の行間に、言継宛ての返信が書き込まれた勘

返状である。資直は、当時の様々な記録や文芸資料に名前が見える

ものの、人物像には不明な点も多く、年齢も未詳。『公卿補任』は、

大永六(1526)年に「非参議三位」とするのみで、その前後にはまっ

たく触れていない。井上宗雄氏が『中世歌壇史の研究 室町後期』

で詳述しておられるのに拠ると、永正元(1504)年、昇殿を望んだも

の、殿上人が連署してこれに反対し、四年後「地下昇殿の例によ

る昇殿」として、やっとこれが認められるといった、苦い過去があ

るといふ。井上氏は、「かなりまめに行動する人で、父に似て器用・

多能な人で、九条家や三条西家では重用した」「苦勞人の故かかなり

若い人に対して面倒がよくて、言継らの新進を導く所があったらし

い。」などとしておられるが、紙背に見えるこれらの書状も、言継が

資直を慕うさまを表す、まさにその一端であろう。

今回、この書状で言継が問い合わせているのは、「狩獵」題につい

てである。この題は、「拾翠愚草抄」享祿四(1531)年二月廿五日に、

「禁裏御月次」として掲載されている三首「郭公声還」「夕初鷹」「狩

獵」の一首であり、この書状が、前日享祿四年二月廿四日付けのも

のであることが分かる。この御会の詠草は『公宴統歌』にも収録さ

れており、様子が窺える。言継が「公宴之御題之中ニ狩獵と云御入

候」(傍点後者)としているように、この月の御会が、百首の組題か

ら無作為に題をとって詠む「統歌」方式で行われていることは、一

応注意しておきたい。当時の月次御会のあり方については、稿を改めるが、ほぼ毎月、三首和歌と、続歌とが交代で行われていたことは、既に指摘もあり、間違いないさそうである。

言継が、いつ頃から公宴和歌に参加していたかについては、これまで知られていなかったが、『拾翠愚草抄』大永八(1528)年八月十五日に「同八月十五夜公宴御当座初参」、享禄三(1530)年七月七日に「七夕公宴初而被召加御人数」とある。大永八年八月から享禄三年七月までの間は、文字通り、当座和歌のみの参加であり、正式な「御人数」として兼日題が与えられるようになったのは、享禄三年、言継二十四歳の七夕御会からであった。よって、紙背62の享禄四年二月というのは、言継が月次和歌に参加するようになって、半年あまりが経った時点ということになる。

「狩獵」題で鷹狩を詠むことの是非、部立ての問題、本歌についてと、言継の迷いは尽きないようであるが、資直の答えははっきりしなかった。部立ての問いには「雜勿論候敷」と歯切れがよい資直も、鷹狩については「鷹狩をも詠候敷、作例も候哉」、「獸を獵候哥のミ見え候敷」と揺れている。さらに、本歌についての問いには不安が隠せないらしく、「不覺候」、「失念候」、「但不慥候、是鉢候事候」などと弱気を見せている。「かり人の」の歌を引くのに、「但不慥候」と付け加えたのは、時代的にみて、規定に合わないかもしれないと危惧したからであろうか。

これは、『続拾遺集』二三五番歌、題知らず

かり人のいるのの露のしらま弓末もとををに秋かせぞふく

であり、『紫禁集』・『六華集』・『歌枕名寄』などにも所収されている順徳院御製である。

言継のような初心者でも、紙背62「本歌」と紙背59「證歌」(後述)を区別しているように、両者は厳密に規定されている。一例として『愚問賢注』を引くと、

本歌をとるには、堀河院の作者までをとる。その以後はとるべからざるよし申す。此分子細なきをや。證歌には達者のよめる歌をば、近代なりとももちうべきにや。

本歌は後拾遺などまでの歌なり。堀河院百首作者も、俊頼朝臣歌など、近來とる事ありと八雲御抄にも見え侍る敷。かの御百首作者も人の口にある名歌などの、それとおぼゆるを取るべきにや。證歌には近代先達歌も引用侍敷。

とあり、良基・頼阿で、説に若干の差はあるものの、いずれにしても順徳院の御製を本歌とすることは、許されざることであったはずである。

このように見ていくと、資直からの返答はどれも、あまりに心許ない印象を受ける。しかし、この度の書状で、資直が言継に伝えようとしたのは、こうした一つ一つの事象よりも、むしろ、次に分らない題が出てきた際に、何を参考にすればよいか、ということではなかつたらうか。「堀川院百首兩度之中之題にハなく候哉」、「題集

之中可被御覽候」というのは、資直自身が歌を考えていく際の、手順であるうし、「何にも古哥は御らんし候へてハあそはしにく候」とは、宮廷歌壇に身を置くものの基本的な心得と言つてよい。

右の返信を受け、言継が詠んだ歌は『拾翠愚草抄』によると次のようなものであった。

狩狐 かり人はいつはたつみもしらまひ

やもている野に身をわすれつゝ

資直に教えられた歌から、「かり人」「いるの」「しらまひ」などの言葉を引き、縦横に用いている。しかし、順徳院御製が「秋部」歌であり、野におく露や秋風に主眼を置いているのに対し、言継は、入野の野に入ったまま、いつ立つとも見えす休らう狩人の姿を詠むことで、「雉」の歌へと転換を図つたのであった。

◎紙背32 【二月十五日至十七日晝】

「霜臺 まいる串絡」

重陽公宴

資直

言継

言継

園深菊更采

いつよりもわきてことしは色も香もふかき園生の菊の色花の敷くいくもと

わきてけふ色香もふかし園内の中にさきそふ菊の所せきまで

先刻者御使、祝著存候、乍斟酌以參可申候、將又此御題不得其意候、文字具備候、尤

可然候哉、古事ある事候哉如何、瓦礫如此候、御取亂御まきらハしく候ハんすれとも、可然様頼く申候、但一向心ちかひ候ハ、委承度候、

この書状については、日記の天文二（1533）年九月七日条に「明後日重陽和歌廻文有之、御題、園深菊更采」とある旨、校訂者注がある。また、それを裏付ける形で、『拾翠愚草抄』にも天文二年「九九公宴」として、「いつはあれど」一首が掲載されている。天文二年といえ、享祿三年の月次初参から三年あまり。言継も徐々に慣れ、余裕が出てきた頃であろう。

この書状でも、言継は歌題の詠み方について疑問を投げかけている。「園深菊更采」という題も、例はあまり多くない。『新編国歌大観』でも、『雪玉集』・『称名院御集』に各一首の、計二例しか挙がつてこず、この題利用の上限は、実隆の時代からそれほど遡るものではないと思われる。「此御題不得其意候、古事ある事候哉如何」と、言継は題にまつる故事から、この題がどのような意味を持つのかを捕まえようとしているが、資直の返答は、「文字具備候、尤可然候哉」と意外に肩の力が抜けたものであった。言継が、先行歌を非常

に重視し、伝統にのっとった詠み方にこだわるのに対し、資直は、その歌が、題の求める要素をすべて満たしているかどうかを判断の基準としているためである。

『拾翠愚草抄』でこの歌は、

園深菊更衆 いつはあれとわきてことしは花の香も

ふかき園生の菊の色く

という形になっている。草案段階で、「色」の語が重複していた部分は、資直が添削で提示した「色も香もく菊のいくもと」「花の香もく菊の色く」「二案のうち後者を採用し、初句も添削通り」「いつはあれ」として提出している。

◎紙背59【四月廿五日廿六日裏】

將又明日 公宴、御月次御題海水鳥、いつくに詠候哉、更無才學候、いつれ

の海にても不可有子細存計候、如何、聊念確折節勸付候、

何之海ニ讀ならハし候哉、證哥存度候、如何候哉、頼く存候、

この一通は、宛名が欠落しており、誰とのやりとりであったか、はつきりしない。前二通の如く、言継が青年時代、和歌の添削や談合を、もつとも頻繁に依頼した相手は、資直であった。<sup>(13)</sup>稀に三条西公条や、後には柳原資定らに依頼することもあったため、断定はできないが、この書状も資直宛てであった可能性が高いと思われる。

『拾翠愚草抄』に「享祿三年」十一月廿五日公宴御月次」として

「海水鳥」「山皆雪」「霧中枕」の三首が掲載されている。『公宴統歌』にもこの会の詠草は見え、この書状が、その前日、享祿三年の十一月廿四日にやりとりされたものであることが分かる。

享祿三年十一月は、前述の通り、言継が公宴の月次和歌に参加し始めた、ごく初期にあたり、初心者が、どう詠んでよいか分からない題に直面した焦りと、師の手をたびたび煩わせることへの恐縮の念が入り交じった書きぶりになっている。

「海水鳥」という題について考えあぐね、「何之海ニ讀ならハし候哉、證哥存度候」と問うた言継に対し、師の答えは「いつくに詠候哉、更無才學候、いつれの海にても不可有子細存計候、如何」というものであった。「更無才學候」という師の言葉は頼りない。「海水鳥」という題で詠まれた歌は、きわめて少なく、『平安朝和歌歌題索引』<sup>(14)</sup>『新編国歌大観』<sup>(15)</sup>などを一覽しても、『草根集』と『雪玉集』に一首ずつ見えるだけである。「水鳥」から、室町以降になって派生した、比較的新しい歌題であったと思われる。また、『草根集』・『雪玉集』の歌のいずれにも、地名は詠み込まれていないため、師も、すぐに判断がつかなかったのではなからうか。

「いつれの海にても不可有子細存計候」と、判断を委ねられた形の言継は、結局どのような歌を提出したのであろうか。『拾翠愚草抄』から、当該歌を掲げると、以下の通りである。

海水鳥 にはの海やうら風さむき波のうへに

さそなうきねのあし鴨のこゑ

言継は、水鳥の浮かぶ海として、「にほの海」を選び、歌に詠み込んだ。しかし、定家の『拾遺愚草』一五五八番歌

にほの海月まつらのさよ千鳥いづれの島をさして鳴くらん

に代表されるように、にほの海は、「千鳥」「雁」などと組み合わせられて詠まれたことが多い場所であった。「あしがも」を含む「水鳥」とともに詠まれた例は、管見の限りこの一首だけである。

同日の御会詠草は、『公宴統歌』にも見えている。「海水鳥」歌を通覧すると、「あしかものこゑ」を詠んだ歌が、言継のものも含め六首ある。出席者が25人であるから、その四分の一にのぼるといってよい。披講を伴わず、懐紙による詠進のみ行われたとされる当時の月次御会にあつて、こうした一致は、はたして偶然的の所為によるものなのであろうか。

『拾遺集』 冬部 一三二一 番歌

池水や氷とくらむあしがもの夜ぶかくこゑのさはぐなるかな

『新後撰集』 四九六番歌 寒夜水鳥といふ事を 従三位氏久

さゆる夜はおなじ入江もあし鴨のさわがぬかたやまつこほらん  
のように、蘆鴨は、氷や霜などの景物を伴って、厳寒期の鳥として詠まれてきた。中でも、鳴き騒ぐ声に焦点が当てられた歌が多い。

月次和歌として当季との調和を考える中で、取り上げられる素材としては適当なものであり、伝統的な詠み方にのっとって詠作を試みた場合、ある程度の一致は免れないともいえる。同御会での類似歌が、それ以上のレベルで相互に影響関係を持つか否かについては、

今後の課題としたい。

おわりに

言継と資直の、和歌談合について見てきた。「何にも古哥は御らんし候へてハあそはしにく候」と説く資直の言葉は、いつも温かい。井上氏が「器用・多能」であるとされた資直である。これまでの活躍から見ても、「不覺候」などの物言いが、即、資直の実力の限界を示すと考えるのは、あまりに早計であろう。歌論書などの知識よりも、自らの経験をもとにしたアドバイスが目立つ。すべてを知り尽くした「師」として、上から、すべてを教え込むのではなく、一旦同じレベルまで下りること、言継自身に、考え、調べる習慣をつけさせようという配慮が、そこにあつたのではないかと考える。

\*和歌の引用は、特に断らない限り、すべて『新編国歌大観』に拠った。

〔注〕

(1) 『言継御記紙背文書 第二』(統群書類従完成会 平15・5) 橋本政宣・尾上陽介・末柄豊氏校訂。

(2) 『言継御記紙背文書 第一』(統群書類従完成会 昭47・6) 高橋隆三・齋木一馬・小坂浅吉氏校訂。

(3) 『国史大辞典』に「大永六年にはすでに日記を付け始めていたらしい」とある。今谷明氏『言継御記―公家社会と町衆文化の

接点―』(そして、昭55) ↓(のちに『戦国時代の貴族―言  
継御記』が描く京都―)と改題、講談社学術文庫所収)にも同  
様の記述があるが、「史料にあり」とされるだけで、いずれも根  
拠となる史料は明示されていない。

(4) 大永から天文初期の、日記散逸状況はおよそ以下の通り。表  
示は月単位とし、数日から数週間程度の欠落は掲出ししない。

大永七年	通年残存
大永八 享禄元年	5月と8月以降を欠く
享禄二年	4月以降を欠く
享禄三年	すべて散逸
享禄四年	すべて散逸
享禄五 安永元年	9・10月を欠く
天文二年	5・6月を欠く
天文三年	5・7月と9月以降を欠く
天文四年	3月以降を欠く
天文五年	3月以降を欠く

(5) 資直への談合は頻繁に行われ、「今日予張行歌、資直卿に談合  
仕候了。」(大永七年八月十五日条)、「予歌資直卿談合仕候」(同  
年八月二十九日条)、「今日歌資直卿にみせ候」(同年九月八日条)  
など、関連する日記記事も枚挙に暇がない。

(6) 注1参照。

(7) 井上宗雄氏監修・三村晃功氏代表『公宴統歌 本文編/索引  
編』(和泉書院 平12・2)。

(8) 井上宗雄氏『中世歌壇史の研究 室町後期』(明治書院 改訂  
新版 平3・3)。

(9) 注8に同じ。

(10) 伊藤敬氏『公宴統歌』―十五・六世紀宮廷和歌史稿―小番・  
三条家・月次御会のことども』(和歌文学研究―八十三号 平  
13・12)。

(11) 佐佐木信綱氏編『日本歌学大系 第五卷』(風間書房 昭39・  
11)。

(12) 『雪玉集』―四三四番歌 園深菊更栄「今日さらに春の盛りと  
花ぞのこてふもみずや匂ふ白菊」、『称名院御集』七五二番歌  
園深菊更栄「今朝ぞみる暁いりし園のうちの雪もさながらに  
ほふ白菊」。

(13) 公条への談合は「予和歌帥大納言に談合」(天文元年三月二日  
条)、「予和歌帥卿に談合二首」(天文二年三月卅日条)などと見  
え、天文四年の資直没後はさらに増えるが、享禄二年の談合記  
事十二例すべてが資直へのものであるように、大永―天文初期  
にかけては、資直への談合が大半を占めた。資定への談合は、  
永禄期に入り頻出する。

(14) 瞿麦会編『平安朝和歌歌題索引』(瞿麦会 昭61・6)。

(15) 『草根集』五六〇四番歌 海水鳥「蘆見ゆるひがたとなりて引  
く塩の鴨の足立つ浪ぞ残れる」、『雪玉集』七九〇六番歌 海水  
鳥「さしくるや夕しほさむみ鳩鳥のおき中川にむれてよるらむ」。

(16) 伊藤氏(前掲注10)に、既に指摘がある。

―あいはら・ひろみ、広島大学大学院研究生―